平成２２年（フ）第３５７１号
横浜市旭区今宿東町1589番地
債務者　鈴木　弘樹
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５８８号
横浜市戸塚区汲沢１丁目10番32―303号
債務者　辻川　淳一
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５９４号
横浜市港北区綱島台11番19号　末広荘103
債務者　小泉　文雄
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５９７号
横浜市泉区中田西４丁目６番１号
債務者　高橋みさお
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６０２号
横浜市鶴見区生麦４丁目28番12号　田中荘201
債務者　浜辺眞登美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６１８号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ13号棟309号室
債務者　須永　勝次
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６５６号
横浜市南区永田山王台34番７号
債務者　長谷美香子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１号
横浜市金沢区東朝比奈１丁目50番１号　コトー金沢八景Ｂ９―27
債務者　上出　　純
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２号
横浜市金沢区東朝比奈１丁目50番１号　コトー金沢八景Ｂ９―27
債務者　上出ともよ
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２号
横浜市都筑区茅ケ崎南３丁目20番４号　サニーサイドヒル茅ケ崎南Ａ―１
債務者　長澤　亜紀（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３６号
岡山市北区七日市東町２番３号
債務者　松本　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第３７７７号
川崎市中原区中丸子1240―１、住民票上の住所横浜市鶴見区鶴見中央５丁目７番２号
破産者　岩宮　竜伍
1　主文　当裁判所が平成23年１月６日午後４時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「川崎市中原区中丸子１―12―12、住民票上の住所横浜市鶴見区鶴見中央５丁目７番２号」とあるのを、「川崎市中原区中丸子1240―１、住民票上の住所横浜市鶴見区鶴見中央５丁目７番２号」と更正する。
2　決定年月日　平成23年１月21日
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２６１３号
愛知県春日井市八田町６丁目21番地の27
破産者　株式会社早川工務店
1　破産債権の届出期間　平成23年２月21日まで
2　一般調査期日　平成23年３月28日午後１時35分
平成23年１月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３１９号
福岡県大野城市御笠川４丁目５番１号
破産者　株式会社中央鋼板
1　破産債権の届出期間　平成23年２月21日まで
2　一般調査期日　平成23年４月14日午後２時
平成23年１月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３１号
熊本県八代市平山新町2673番地２
破産者　高田　政行
1　破産債権の届出期間　平成23年２月24日まで
2　一般調査期日　平成23年３月25日午前10時
平成23年１月24日　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２３７８号
最後の住所大阪市福島区吉野１丁目８番12号パインスクエア301号
破産者　被相続人亡川口實相続財産
1　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
2　一般調査期日　平成23年４月14日午後４時
平成23年１月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６２４号
大阪府八尾市東山本新町９丁目３番21号
破産者　株式会社創美金属
1　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
2　一般調査期日　平成23年４月25日午後４時
平成23年１月21日
大阪地方裁判所第６民事部